

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	20 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 5 月から 52 年 12 月までの期間の国民年金保険料及び 60 年 1 月から同年 3 月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 5 月から 52 年 12 月まで
② 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで

私は昭和 55 年の春頃に会社を退職した際に、その 2 年前からの国民年金保険料をすぐに納付した。その際に、A 区役所で 20 歳まで遡ってまとめて納めることが可能で、保険料が 15 万円くらいと聞いたので、高いなと思ったことを覚えている。その後すぐに保険料を納めに行き、保険料は納付済みになっているものとばかり思っていた。

また、昭和 60 年 1 月から同年 3 月分までの期間の保険料は、付加保険料も含めて納付しているにもかかわらず、付加保険料については納付されていない記録となっていることもおかしい。

昭和 50 年 5 月から 52 年 12 月までの保険料が未納となっていること、60 年 1 月から同年 3 月までの付加保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 55 年頃、A 区役所で国民年金の加入手続を行った際に、同区役所窓口の年金係から 20 歳時まで遡って国民年金保険料を納付できる制度があるので利用するように強く勧められ、教示された 15 万円くらいの保険料を一括で納付したと申し立てている。

これについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、申立人の申述どおり昭和 55 年 3 月頃に払い出されたと推認され、当該時期は第 3 回特例納付実施期間（昭和

53年7月1日から55年6月30日まで)であり、申立人は強制加入被保険者であったことから、申立期間①の保険料を特例納付することが可能である。

また、A区役所では、第3回特例納付実施期間当時、国民年金課窓口で特例納付の説明を行い、広報紙「A区ニュース」でも数回にわたり特例納付の勧奨を行い、過年度及び特例納付書を窓口でも交付していたとしており、自分の口座からお金を下ろし納付したとする保険料総額(15万円くらい)は、申立期間の保険料を特例納付した場合の金額とおおむね一致していることから、申立人の申述に不自然さは見られない。

さらに、申立人は、その申述どおり、加入手続時点で納付可能だった昭和53年1月及び同年2月の保険料を過年度納付していることが確認できる上、申立期間①を除き未納は無く、任意加入期間中には付加保険料の納付も行っていることを踏まえると、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

- 2 申立期間②について、申立人は付加保険料を未納とした記憶は無いとしているところ、申立期間②前後の期間は付加保険料を含む保険料を納付しており、申立人が3か月と短期間である申立期間②の付加保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和50年5月から52年12月までの期間の国民年金保険料及び60年1月から同年3月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のE株式会社（現在は、株式会社F）G支店における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は21年4月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、70円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人は、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、E株式会社本店における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和24年9月19日）及び資格取得日（昭和25年11月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から21年4月1日まで
② 昭和24年9月19日から25年11月1日まで

E株式会社発行の昭和28年10月20日付けの10年勤続表彰状（以下「表彰状」という。）によると、18年7月から継続して同社に勤務していたが、厚生年金保険の記録は21年5月15日からとなっている。

また、申立期間②においても、E株式会社に在籍していた。申立期間①及び②が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、調査をして年金記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人に係る10年勤続表彰状（昭和28年10月20日付け）から、申立人が当該期間において、E株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、E株式会社G支店に係る労働者年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）から、資格取得日が昭和19年5月1日（旧台帳においては、同年6月1日）、資格喪失日が21年4月1日と記載されている申立人と同一氏名、同一生年月日である者の基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

さらに、オンライン記録から、申立人と同一氏名、同一生年月日であり漢字氏名「H」及びカタカナ氏名「H」について確認したところ、申立人以外に同姓同名の者が見当たらないことを踏まえると、当該未統合となっている被保険者記録は申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

なお、昭和19年6月1日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険制度発足前の準備期間であることから、厚生年金保険被保険者としては保険料の徴収は行われておらず、年金の計算の基礎とならない期間となる。

これらを総合的に判断すると、申立人のE株式会社G支店における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は21年4月1日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録から、70円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人は、昭和24年9月19日にE株式会社本店において被保険者資格を喪失し、25年11月1日に再度被保険者資格を取得しており、当該期間が被保険者期間となっていないが、上記の10年勤続表彰状から、申立人が当該期間において、E株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、E株式会社本店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は複数冊存在するところ、申立人について、資格取得日が昭和21年5月15日、喪失日が24年9月19日と記載されている名簿（以下「A名簿」という。）、資格取得日が23年9月1日、喪失日の記載が無く、当該期間後の月額変更が記載されている名簿（以下「B名簿」という。）、資格取得日が25年11月1日、喪失日の記載が無く、26年8月の月額変更が記載されている2冊の名簿（以下「C名簿」及び「D名簿」という。）が確認でき、申立人のオンライン記録は、A名簿、C名簿及びD名簿に基づいて入力されたものと考えられる。

しかしながら、A名簿とB名簿については、申立人を含め、複数の被保険者の整理番号が同一であるにもかかわらず、その資格取得日が異なっている上、C名簿とD名簿については、その記載内容がほぼ同一であるにもかかわらず、申立人を含め、複数の被保険者の整理番号が異なっ

ているなど、相互の記載が一致していない。

また、B名簿においては、申立期間②においても、申立人が被保険者として記載されているところ、申立人と同様に、A名簿、C名簿及びD名簿によると、当該期間とほぼ一致する期間が欠落しているにもかかわらず、B名簿においては被保険者期間の欠落が無くオンライン記録においても、被保険者期間が継続している者が確認できる。

さらに、日本年金機構は、AからDまでの健康保険厚生年金保険被保険者名簿が作成された経緯や、相互の記載が相違する理由は不明であると回答しており、これらの被保険者名簿において複数の説明のつかない相違が確認できることから、社会保険事務所（当時）において当該期間におけるE株式会社本店の被保険者記録の管理状況が適切であったとは認め難い。

これらを総合的に判断すると申立人は、申立期間②において厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、E株式会社本店に係る申立人の昭和24年8月及び25年11月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社(現在は、株式会社B)における資格取得日に係る記録を昭和41年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を3万円にすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月1日から同年6月1日まで

私は昭和38年4月1日に株式会社Cに入社し、41年5月1日にA株式会社に移籍したが、同年5月1日から同年6月1日まで厚生年金保険の加入記録に空白がある。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年5月1日に株式会社CからA株式会社に移籍したと申し立てしているところ、株式会社Cにおける申立人に係る事業所別被保険者名簿から、申立人は、同年5月1日に被保険者資格を喪失し、A株式会社における申立人に係る事業所別被保険者名簿から、同年6月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、株式会社C及びA株式会社は、申立人の異動日については不明と回答しているものの、A株式会社が加入するD組合の組合員資格及び雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和41年5月1日に株式会社CからA株式会社に異動し、申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、A株式会社において、昭和41年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した43人のうち、35人が株式会社Cにおいて同年6月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、上記 43 人のうち、申立人を含む 5 人が株式会社 C において昭和 41 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、申立人を除く 4 人のうち連絡がとれた二人は申立人と一緒に働いたとしており、うち一人は、「株式会社 C から A 株式会社に移籍したが勤務は継続していた。会社から同条件で移籍すると説明された。」と供述し、他の一人は、「昭和 41 年 5 月は A 株式会社で働き、同年 5 月分の給与は同社から支払われた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 株式会社における事業所別被保険者名簿の昭和 41 年 6 月の記録から、3 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑤までの標準賞与額の記録については、申立期間①は30万6,000円、申立期間②は5万2,000円、申立期間③は24万3,000円、申立期間④は33万5,000円、申立期間⑤は35万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年3月31日
③ 平成19年6月30日
④ 平成19年12月15日
⑤ 平成20年7月30日

年金記録を確認したところ、A事業所から支給された賞与5回分の記録が無いことが分かった。給与明細書は無いが厚生年金保険料が控除されていたので申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑤までについては、事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①から⑤までにおいて、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑤までに係る標準賞与額については、上記

の賃金台帳において確認できる保険料控除額から、申立期間①は 30 万 6,000 円、申立期間②は 5 万 2,000 円、申立期間③は 24 万 3,000 円、申立期間④は 33 万 5,000 円、申立期間⑤は 35 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与支払届の提出を行っていないことを認めていることから、事業主は、申立人の申立期間①から⑤までに係る賞与額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る当該申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑤までの標準賞与額の記録については、申立期間①は24万6,000円、申立期間②は4万2,000円、申立期間③は19万6,000円、申立期間④は25万6,000円、申立期間⑤は28万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 15 日
② 平成 19 年 3 月 31 日
③ 平成 19 年 6 月 30 日
④ 平成 19 年 12 月 15 日
⑤ 平成 20 年 7 月 30 日

年金記録を確認したところ、A事業所から支給された賞与5回分の記録が無いことが分かった。給与明細書は無いが厚生年金保険料が控除されていたので申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑤までについては、事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①から⑤までにおいて、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑤までに係る標準賞与額については、上記

の賃金台帳において確認できる保険料控除額から、申立期間①は 24 万 6,000 円、申立期間②は 4 万 2,000 円、申立期間③は 19 万 6,000 円、申立期間④は 25 万 6,000 円、申立期間⑤は 28 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与支払届の提出を行っていないことを認めていることから、事業主は、申立人の申立期間①から⑤までに係る賞与額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る当該申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月8日から同年4月12日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A株式会社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが判明した。申立期間に工場間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の給与明細書により、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和43年4月12日に同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C工場における昭和42年12月の事業所別被保険者名簿の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額の記録については、申立期間①は36万3,000円、申立期間②は43万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月12日
② 平成15年12月6日

年金記録を確認したところ、申立期間に株式会社A（勤務先は株式会社B）において支払われた申立期間の賞与の記録が欠落していることが分かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所の経理総務担当者が保管していた、平成15年夏期及び同年冬期手当支給一覧表及び申立人提出の同年冬期賞与支給明細書（以下「一覧表及び明細書」という。）の記載内容から、申立期間①及び②において申立人に賞与が支給されていたものと認められる。

また、i) 事業所の経理総務担当者は申立人の申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除していたとしていること、ii) 申立人提出の平成15年冬期賞与支給明細書において、支給された賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額については、一覧表及び明細書において確認できる賞与額の記録から、申立期間①は36万3,000円、申立期間②は43万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務

の履行については、事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は療養中につき確認することができないほか、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和48年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年3月25日から同年4月1日まで

昭和46年4月1日から48年3月31日までA株式会社に勤務した後、人事異動により、翌日の同年4月1日から50年10月20日までC株式会社に継続して勤務し、この間、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主、事業所の元経理担当者及び複数の同僚の供述から、申立人がA株式会社及びC株式会社に継続して勤務し（昭和48年4月1日にA株式会社からC株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和48年2月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成 11 年 5 月から同年 9 月までは 30 万円、同年 10 月から 12 年 6 月までは 32 万円、同年 7 月は 50 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 5 月 17 日から 12 年 8 月 24 日まで
厚生労働省の記録によると、A 株式会社に勤務した期間の標準報酬月額が 15 万円となっているが、実際に支払われた給与額と相違している
ので申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する平成 11 年 5 月から同年 9 月までは 30 万円、同年 10 月から 12 年 6 月までは 32 万円、同年 7 月は 50 万円と記録されていたところ、A 株式会社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった 14 年 3 月 16 日の後の 16 年 2 月 5 日付けで、遡って 15 万円に引き下げられており、申立人のほか 64 人の同僚についても同様に標準報酬月額が遡及して引き下げられていることが確認できる。

また、A 株式会社に係る法人登記簿謄本によると、同社は平成 14 年 4 月 * 日に破産宣告（17 年 9 月 * 日に破産宣告終結）が行われているところ、同僚から提出された同社の破産管財人からの 15 年 12 月 * 日付けの通知書から、同社は社会保険料を滞納していたことが認められる。

さらに、上記通知書から、A 株式会社の破産管財人が同社の元従業員に対し、標準報酬月額を遡及して引き下げる旨を通知していることが確認できることから、申立人が当該減額処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成 16 年 2 月 5 日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、申立人について 11 年 5 月 17 日に遡って標準報酬月額減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た、11 年 5 月から同年 9 月までは 30 万円、同年 10 月から 12 年 6 月までは 32 万円、同年 7 月は 50 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成16年8月2日は35万円、同年12月27日及び17年7月28日は37万1,000円、同年12月22日及び18年7月28日は39万円、同年12月28日は44万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月2日
② 平成16年12月27日
③ 平成17年7月28日
④ 平成17年12月22日
⑤ 平成18年7月28日
⑥ 平成18年12月28日

株式会社Aに勤務した期間において、平成16年夏期及び冬期、17年夏期及び冬期並びに18年夏期及び冬期の賞与を受けていたが、申立期間の標準賞与額が厚生年金保険の被保険者記録から欠落しているため、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成18年冬期賞与の賞与支払明細書、平成16年、17年及び18年に係る市民税・県民税課税証明書、同僚の賞与支払明細書及び源泉徴収票から判断すると、申立人は、申立期間①から⑥までにおいて、株式会社Aから賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律

に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑥までの標準賞与額については、賞与支払明細書及び平成16年、17年及び18年に係る市民税・県民税課税証明書により推認される保険料控除額から、平成16年8月2日は35万円、同年12月27日及び17年7月28日は37万1,000円、同年12月22日及び18年7月28日は39万円、同年12月28日は44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは回答を得ることができず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②のうち、平成6年11月1日から8年10月1日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た22万円であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年7月31日から6年11月1日まで
② 平成6年11月1日から9年2月1日まで

A株式会社に勤務していた平成5年7月31日から6年11月1日までの期間及びB株式会社に勤務していた同年11月1日から9年2月1日までの期間の標準報酬月額が、当時もらっていた給与と比較して低額となっているので、調査の上記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、平成6年11月1日から8年10月1日までの期間については、オンライン記録において、申立人のB株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初22万円と記録されていたが、同年1月5日付けで7年10月1日の定時決定を取り消し同年9月1日まで遡って9万8,000円に訂正された上、8年3月7日付けで、資格取得日（平成6年11月1日）まで遡って9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、B株式会社では、申立人のほかにも標準報酬月額が遡って減額訂正されている者が3人確認できる。

さらに、B株式会社に係る厚生保険特別会計債権消滅不納欠損決議書により同社の厚生年金保険料について、平成10年12月22日付けで不納欠損として処分されていることが確認できることから、同社において

厚生年金保険料の滞納があったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、平成8年1月5日付け及び同年3月7日付けで行われた遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間②のうち、6年11月1日から8年10月1日までの期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、22万円に訂正することが必要と認められる。

一方、上記遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成8年10月1日）において、標準報酬月額が9万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、法人登記簿謄本で確認できる二人の代表取締役は、当時の資料も無く申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除額について不明と供述している。

さらに、雇用保険の被保険者台帳全記録照会において確認できるC銀行D支店に当該期間当時の取引履歴について及びE区に税務関係資料について照会をしたが、いずれも保存年限を経過しているとしており、申立人の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認できなかった。

加えて、当時の同僚のうち所在の確認できた複数の者に照会したが、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述及び資料を得ることができない上、B株式会社の親会社である株式会社Fの事業主に照会したが、回答を得ることができなかった。

このほか、申立人が事業主により給与から申立人の主張する標準報酬月額に相応する厚生年金保険料を控除されたことが確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②のうち、平成8年10月1日から9年2月1日までについてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間①については、A株式会社において申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日（平成5年7月31日）において、標準報酬月額が22万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直

接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、雇用保険の被保険者記録では、申立人が平成5年7月21日にA株式会社で資格を取得したことが確認できるが、賃金については21万5,000円の記録となっており、これは申立人のオンライン記録上の標準報酬月額（22万円）に見合う額となっている。

さらに、事業主は、当時の資料も無く申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除額について不明と供述している。

加えて、C銀行D支店、E区、株式会社Fの事業主及び複数の同僚に照会したが、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述及び資料を得ることはできなかった。

このほか、申立人が事業主により給与から申立人の主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除されたことが確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成11年2月から12年9月までは19万円、同年10月から13年1月までは17万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年2月1日から13年2月1日まで
年金事務所からの連絡により、有限会社A（現在は、株式会社B）に勤務していた申立期間の標準報酬月額については、当初の記録から、9万8,000円に引き下げられていることを知った。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る有限会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成11年2月から12年9月までは19万円、同年10月から13年1月までは17万円と記録されていたところ、12年3月13日付けで、同年1月から同年9月までの標準報酬月額を19万円から17万円に遡って訂正された上、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった13年2月1日の後の同年2月19日付けで、11年2月から13年1月までの標準報酬月額を遡って9万8,000円に訂正されており、複数の役員及び従業員についても、申立人と同様に引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所の事業主は、「当時、社会保険料の滞納が3,000万円くらいあり、社会保険事務所からの指導を受け遡及訂正に同意した。」と供述している。

さらに、事業主及び複数の同僚は、申立人は、当該事業所においてC業務を担当する一般の従業員であり、社会保険業務には関わっていなかった

旨の供述をしており、商業登記簿謄本においても、当該事業所の役員ではなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成 12 年 3 月 13 日付け及び 13 年 2 月 19 日付けで行われた上記の遡及訂正処理は事実在即したものとは考え難く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 11 年 2 月から 12 年 9 月までは 19 万円、同年 10 月から 13 年 1 月までは 17 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は36万6,000円、申立期間②は37万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月21日
② 平成20年12月22日

申立期間の年金記録が無いが、共に賞与が支給されているので、調査して、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

株式会社A提出の賃金台帳から、申立期間①及び②において、申立人に392,900円の賞与が支給され、申立期間①は標準賞与額36万6,000円、申立期間②は標準賞与額37万9,000円に相当する保険料が控除されていることが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、申立期間①は36万6,000円、申立期間②は37万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が訂正の届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成9年9月1日から同年11月17日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、15万円であると認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月1日から同年11月17日まで
国（厚生労働省）の記録によると、株式会社Aにおける標準報酬月額が平成9年8月1日付けで15万円、同年9月1日付けで9万8,000円に変更されているが、同社で厚生年金保険に加入していた全ての期間において給与の手取額は変わらなかった記憶があるので、当該変更は納得がいかない。申立期間の標準報酬月額を20万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち平成9年9月1日から同年11月17日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初、15万円と記録されていたところ、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年11月17日より後の同年11月18日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正する処理が社会保険事務所において行われており、同日（平成9年11月18日）に、複数の同僚の標準報酬月額についても、資格取得時に遡って減額訂正する処理が行われていることが確認できる。

なお、株式会社Aにおける同僚の一人は、同社の給与計算及び社会保険の事務手続は常務取締役が行っていた旨の回答をしており、申立人が上記の標準報酬月額の変及訂正に関与していた形跡はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、これらの遡及訂正を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、15万円に訂正すること

が必要と認められる。

一方、申立期間について、申立人は、標準報酬月額 20 万円に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたと主張しているが、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成 9 年 8 月 27 日付けで 20 万円から 15 万円に変更され、それ以外に変更されていないことがオンライン記録から確認できるところ、当該変更に係る届出は、適正な時期に事業主から社会保険事務所に行われており、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、株式会社 A の代表取締役及び給与計算・社会保険の事務手続きを行っていたとされる常務取締役に照会したが回答を得られない上、同社における同僚 5 人に照会を行い、うち二人から回答を得たが、申立人に係る申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

さらに、申立期間において、申立人の給与から標準報酬月額 20 万円に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる資料（給与明細書、源泉徴収票等）は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日の記録を昭和43年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月31日から同年6月1日まで
私はA株式会社に申立期間の前後を含めて継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。当該期間について厚生年金保険の被保険者であったものとして認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び事業主の回答から、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和43年6月1日に同社B工場から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場における昭和43年4月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険料を納付したかについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難い上、申立人と同日に異動した者のうち記録が確認できる者20数名の資格

喪失日も同年5月31日となっていることから、事業主が同年5月31日を資格喪失日として届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年10月1日まで

私は昭和40年4月にA株式会社に就職した。その後、一時的に関連会社のC株式会社に転籍し、数年後、再びA株式会社に戻った。同社からC株式会社へ転籍した際の記録が欠落しているが、その間、休職などせず継続して勤務しており、申立期間の厚生年金保険料も控除されていたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、A株式会社及びその関連会社であるC株式会社に継続して勤務し（昭和40年10月1日にA株式会社からC株式会社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和40年8月の事業所別被保険者名簿の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人と同時期にA株式会社からC株式会社に異動した同僚数10人に同様な被保険者期間の欠落が見られることから、事業主の届出誤りが推測され、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和40年9月

の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年10月1日まで

私は昭和40年4月にA株式会社に就職し、C所に配属された。その後、社名が変更され、D株式会社となった。その間、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、A株式会社及びその関連会社であるD株式会社に継続して勤務し（昭和40年10月1日にA株式会社からD株式会社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和40年8月の事業所別被保険者名簿の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人と同時期にA株式会社からD株式会社に異動した同僚数10人に同様な被保険者期間の欠落が見られることから、事業主の届出誤りが推測され、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和40年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告

知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年10月1日まで

私は昭和36年からA株式会社のC所に勤務していた。40年9月頃、C所がD株式会社と法人化され、移籍したが、その期間1か月分の厚生年金保険の記録が欠落している。その間、継続して勤務しており、申立期間の厚生年金保険料も控除されていたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、A株式会社及びその関連会社であるD株式会社に継続して勤務し（昭和40年10月1日にA株式会社からD株式会社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和40年8月の事業所別被保険者名簿の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人と同時期にA株式会社からD株式会社に異動した同僚数10人に同様な被保険者期間の欠落が見られることから、事業主の届出誤りが推測され、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和40年9月

の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年10月1日まで
私は昭和39年4月からCにあるD会社においてE職として勤務した。40年9月頃、F所がG株式会社となった時の1か月間の厚生年金保険の記録が無いのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、A株式会社及びその関連会社であるG株式会社に継続して勤務し（昭和40年10月1日にA株式会社からG株式会社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和40年8月の事業所別被保険者名簿の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人と同時期にA株式会社からG株式会社に異動した同僚数10人に同様な被保険者期間の欠落が見られることから、事業主の届出誤りが推測され、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和40年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保

険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年10月1日まで

私は、昭和40年4月にA株式会社に入社してから、50年8月1日に同社を退職するまで、継続して勤務していた。会社が分社化したことにより、申立期間中に事業所が変わったものの、同じ場所で同じC職の仕事をしていた。申立期間も給与から厚生年金保険料も控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、A株式会社及びその関連会社であるD株式会社に継続して勤務し（昭和40年10月1日にA株式会社からD株式会社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和40年8月の事業所別被保険者名簿の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人と同時期にA株式会社からD株式会社に異動した同僚数10人に同様な被保険者期間の欠落が見られることから、事業主の届出誤りが推測され、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和40年9月

の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和62年1月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月31日から同年2月1日まで

私は、B株式会社（現在は、株式会社C）に昭和56年から勤務し、62年に社長の弟が、同一社屋の中に有限会社Aを設立し異動になった。1日の空白も無く継続して勤務しているのに、厚生年金保険の記録に1か月の欠落があることに納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び有限会社Aの社会保険事務担当者の供述から、申立人は、B株式会社及び同社のD部門が分社化した有限会社Aに継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同様に異動した同僚から提出された、昭和61年11月分給料支払明細書に有限会社Aの記載があること及び雇用保険の加入記録から、62年1月31日とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、有限会社Aは、昭和62年2月1日付け（記録訂正後の現在は、昭和62年1月31日。）で厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認で

きるところ、商業登記簿謄本で、同社は61年10月*日に設立していることが確認でき、5人以上の従業員が継続して勤務していたことが推認できることから、申立期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の有限会社Aにおける昭和62年2月のオンライン記録から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、有限会社Aは、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉国民年金 事案 5028 (事案 4679 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年11月まで

年金記録確認第三者委員会へ申立てを行ったところ、オンラインの氏名検索等により調査したが別の国民年金手帳記号番号は無く、申立期間は国民年金保険料を遡って納付することができない期間であるとの回答を受け取ったが、事実20万円近くのお金を振り込んでいる。最初に5万円まとめて払い、次に女性職員から電話が来て払い込むように言われ、送られてきた振込用紙で20万円をまとめて振り込んでいる。この事実には変わりはない。お金を振り込んだ日に住所変更の手続を行っているが、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される時点(平成7年11月頃)からすると、申立期間のうち平成3年4月から5年9月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、8年1月22日付けで5年11月の保険料が同年12月の保険料に充当されており、当該充当処理が行われる時点までは申立期間は未納であったと考えられることなどから、既に当委員会の決定に基づく24年1月18日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、保険料を納付したことを示す新たな関連資料等はないものの、住所変更の手続を行った平成8年7月頃に、送られてきた振込用紙で国民年金保険料20万円をまとめて振り込んだのは間違いなしとして再申立てを行っているが、当該振り込んだとする時点では、申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人のオン

ライン記録では、同時期に 20 万円を納付した形跡は見られない。

なお、申立人は、国民年金保険料 20 万円を郵便局の機械（A T M）で振り込んだとしているところ、振り込んだとする平成 8 年当時は、国民年金保険料の納付は納付書による窓口での取扱いのみとなっており、機械（A T M）での国民年金保険料の納付が可能となったのは 16 年 4 月からであり、申立人の申述は当時の取扱いと符合しない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 12 月

平成 11 年 8 月に A 株式会社（現在は、B 株式会社）を退職し、同年 9 月に結婚した。夫の社会保険の扶養に入ろうと思っていたが、被扶養者として認めてもらえなかったため、自分で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。C 株式会社に入社する 12 年 1 月頃までは国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、入社直前の 1 か月分だけ未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 11 年 8 月に A 株式会社を退職した後国民年金の加入手続を行い、12 年 1 月頃に C 株式会社で再就職するまでの間について国民年金保険料を納付したにもかかわらず、再就職する直前の 1 か月分だけ未納としたはずはないとしているが、保険料の納付場所及び納付方法に関する記憶が明確でなく、保険料の納付状況が不明である。

また、国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成 9 年 1 月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 2 月から同年 6 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月から同年 6 月まで

私は、20 歳の誕生日に父から国民年金加入は国民の義務だと言われたため、当時、学生であったが A 市 B 区役所に行き、国民年金に加入し、付加年金の手続も一緒に行った。その際、保険料は年払で納付すると安くなると聞いたので、年払いをしたいと区役所に伝えたが、2 月からは一括で納付することはできないと言われたので、昭和 52 年 2 月及び同年 3 月の保険料（付加保険料を含む。）を時期は不明だが、年度内に納付し、同年 4 月から同年 6 月までの定額及び付加保険料は、月払と年払の納付書が送られてきたため、4 月中に年払の納付書により近所の C 郵便局で 1 年分の保険料を一括で納付した。申立期間の付加保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、20 歳の誕生日に自身で A 市 B 区役所に行き、国民年金の加入及び付加年金の手続を行い、昭和 52 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料（付加保険料を含む。）については時期は不明だが、年度内に納付し、同年 4 月分から 1 年間の定額及び付加保険料は、月払と年払の納付書が送られてきたため、4 月中に年払の納付書により近所の C 郵便局で納付したとしている。しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、52 年 7 月頃に払い出されたと推認されることから、付加保険料は、制度上、遡って納付することはできないことから、その時点では、申立期間の国民年金保険料と一緒に納付することはできない期間である。

また、A 市 B 区の収滞納リスト及び日本年金機構の記録では、申立人の

主張のとおり 1 年間の保険料が一括で納付した記録になっているところ、当該期間は、申立期間と異なる 52 年 7 月から 53 年 6 月までの 1 年間である上、付加保険料及び定額保険料が一括で納付されていることが確認できる。一方、申立期間のうち 52 年 2 月及び同年 3 月は、日本年金機構の記録に「52.7.28」と記載され、また、52 年 4 月から同年 6 月までは A 市 B 区の収滞納リストにおいて同日に納付されたという記録があることから、定額保険料が納付されたと推認され、前述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される 52 年 7 月時点では、申立期間は付加保険料を納付できない。

さらに、申立人が申立期間の付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに付加保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 5032 (事案 4683 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年12月から63年3月までの期間及び平成23年5月から24年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の平成9年6月から同年9月までの期間、10年4月から12年1月までの期間、同年4月から同年10月までの期間及び13年4月から17年2月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年12月から63年3月まで
② 平成9年6月から同年9月まで
③ 平成10年4月から12年1月まで
④ 平成12年4月から同年10月まで
⑤ 平成13年4月から17年2月まで
⑥ 平成23年5月から24年3月まで

申立期間①については、昭和52年1月に元夫と結婚した頃から国民年金に加入し、夫婦の分の保険料をA銀行(現在は、B銀行)等で納付し、申立期間⑥については、C年金事務所又はD年金事務所で国民年金第3号被保険者からの切替手続きを行い、保険料を納付していた。

申立期間①及び⑥の保険料が未納となっていることに納得できない。

また、申立期間②、③、④及び⑤については、平成9年6月に元夫と離婚した後に、E市役所(現在は、F市G区役所)で申請免除手続きを行い、以後、自宅に来てくれた職員に免除手続きを依頼したり、郵送でも申請免除手続きをしていたはずである。

申立期間②、③、④及び⑤の保険料が免除となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①の申立てについては、申立人は、昭和52年1月にその元夫と結婚した頃から国民年金に加入して保険料を納付しており、申立期

間②、③、④及び⑤に係る申立てについては、平成9年6月にその元夫と離婚した後は申請免除手続をしていたはずであるとしているが、申立人の国民年金の加入手続、保険料納付及び申請免除手続に関する記憶が明確でなくこれらの状況が不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づく24年2月1日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、委員会の判断の理由に納得できないとして申し立てているが、申立期間①については、これまでに収集した資料等を含めて改めて調査したが、申立人は、今回国民年金保険料の納付書が送付された記憶も無いと述べるなど、申立人から保険料納付を裏付ける具体的な証言は得られなかった上、申立期間は136か月と長期間であり、このように長期間にわたり行政側の記録管理に不備があるとは考え難い等、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

申立期間②、③、④及び⑤については、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間②、③、④及び⑤の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

2 申立期間⑥については、申立人は、年金事務所で国民年金第3号被保険者からの切替手続を行い、その後、保険料を納付していたと申し立てているが、申立人は、切替手続及び保険料納付に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である上、平成23年5月から24年3月までと最近の期間について領収書等が無いのは不自然であり、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、平成14年4月に保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、磁気テープに基づく納付書の作成・発行、収納機関からの納付通知の電子的実施等、事務処理の機械化が進められており、14年以降は記録漏れや記録誤り等の生じる可能性が極めて低くなっていると考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間⑥の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 5033 (事案 3125 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 12 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 12 月から 51 年 3 月まで

私は、国民年金に 20 歳ぐらいから加入していたが、保険料は納付していなかった。A 市（現在は、B 市）の C 町で父の手伝いをしていた昭和 52 年頃、母から、「保険料を払っていかなくてはいけない。」と言われたため、申立期間の保険料を父から出してもらい A 市役所（現在は、B 市 D 区役所）の窓口で一括現金で納付した。何十年も前のことで、納付した金額ははっきりしないが、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

今回、紛失していた年金手帳が見つかったので、再度、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人から当時の納付手続等について具体的な申述を得ることができない上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される昭和 52 年 4 月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 5 月 11 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、当初の申立ての際に紛失していたとする「国民年金手帳」を新たな証拠として提出している。

しかしながら、その国民年金手帳に記載されている申立人の手帳記号番号(*)は、当初の申立てにおいて確認できた国民年金手帳記号番号と同一であり、この手帳記号番号については、既に昭和 52 年 4 月に払い出さ

れたと推認していることから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない上、再度、申立人から当時の納付状況等について聴取したものの、具体的な申述を得ることができず、これまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月から同年12月まで

私は親に勧められて国民年金に加入し、申立期間の保険料はA市から郵送された納付書により金融機関で納付したはずであり、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人は、A市から郵送された納付書により金融機関で保険料を納付したとしているが、申立人の保険料納付に関する記憶が明確ではなく、その状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和56年3月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が所持する年金手帳、A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人が国民年金の資格を取得したのは、昭和55年1月1日と記録されており、申立期間は制度上保険料納付ができない未加入期間であったと考えられる上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

昭和 59 年 11 月に離婚が成立し、娘の親権も私に確定したため、60 年 1 月頃、A 市役所で国民年金の加入手続をし、59 年 4 月からの国民年金保険料の免除申請を行った。その後も児童扶養手当とともに毎年申請しなければならないと考えていたため、免除申請は忘れていないはずだ。申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 60 年 1 月頃、A 市役所で国民年金の加入手続をし、59 年 4 月からの国民年金保険料の免除申請を行った。その後も児童扶養手当とともに毎年申請しなければならないと考えていたため、免除申請は忘れていないはずだ。」と申述している。

しかしながら、A 市の申立人の国民年金被保険者名簿では、申立期間の前後の年度は「申免」のスタンプが押印されているが、昭和 61 年度の欄には当該押印は無く、また、同名簿の同年度の「通知書発行済欄」には「事¥85,200」と記載がされているところ、この金額は同年度の国民年金保険料額と一致し、この記載について、A 市は「61 年度分の保険料納付が同年度中に無かったため、62 年度になって当市役所の担当者が B 社会保険事務所（当時）に 61 年度分の納付書を申立人宛てに送るように依頼したと推測される。」と回答していることから、申立人が 61 年度中に免除申請を行っていたとは考え難い。

さらに、申立人は、免除申請を行った時期について明確な記憶が無く、オンライン記録では、申立期間前後の年度は申請日、対象期間、処理日が記載されているが申立期間は記載が無い。

加えて、申立期間の国民年金保険料の免除申請をしたことを示す関連資料（免除決定通知書等）が無く、ほかに免除申請をしていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで

平成2年4月1日にA事業所にB職として就職したため、住民登録をC市からD市に移した。その際に、国民年金と国民健康保険の加入手続をし、「国民年金については2年前まで遡及して納付できるが、どうしますか。」と市役所職員に聞かれたが、金額が大きかったので「現在分からず払う。」と伝えた。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年4月にD市役所に転居届を提出した際、国民年金と国民健康保険の加入手続をしたとしているが、D市によれば、同市における申立人の国民健康保険の資格取得日は同年9月17日であり、加入届出日は同年12月4日となっていることから、申立人の記憶する届出時期とは齟齬^{そご}がある。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から平成3年4月頃に払い出されたと推認され、オンライン記録及びD市の国民年金被保険者データでは申立人の資格取得日は同年4月1日となっていることから、申立期間は未加入期間であり、申立期間の納付書は発行されなかったと考えられる上、当委員会において、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付して

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から平成元年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から平成元年 7 月まで
昭和 58 年 2 月に会社を辞めて個人で事業を始め、同年 12 月に会社（有限会社A）を設立した。B市に住み 59 年 4 月に結婚した時に、市役所から国民年金保険料の納付書が郵送されてきた。妻から年金の必要性を言われ、以後、妻が夫婦二人分の保険料を納付してきた。その後、会社として厚生年金保険の適用事業所となって厚生年金保険に加入した。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、B市に住み昭和 59 年 4 月に結婚した時、市役所から国民年金保険料の納付書が郵送され、以後、妻が夫婦二人分の保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金保険料の納付を行っていたとするその妻は、「B市で夫の国民年金の加入手続に行った記憶は無い。手続に行った記憶は無いが、昭和 59 年 4 月から夫の国民年金保険料の納付書が送られてきたので納付していた。」と供述している上、申立人は、全て妻に任せていたとしており、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険被保険者記号番号が付番されており、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付した資料として、有限会社Aに係る昭和 63 年分給与支払報告書（個人別明細書）を提出し

ているが、当委員会において、同支払報告書に記載されている社会保険料控除額を検証したところ、当該控除額は、B市における申立人世帯の63年度分国民健康保険料（夫婦二人分）と同年分国民年金保険料一人分の合計額にほぼ一致しており、この年にはその妻は国民年金保険料が納付済みとなっていることから、この一人分の国民年金保険料はその妻の分であり、申立人分の国民年金保険料は含まれていないと推認される。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 1 日から 41 年 4 月 14 日まで

「年金記録に関する紙台帳等の調査結果」において、A株式会社（現在は、株式会社B。以下「事業所」という。）に勤務していた期間のうち、昭和 37 年 10 月から 38 年 9 月までの標準報酬月額の記録が間違っていたとして、当初の 1 万円から 1 万 6,000 円に訂正された。しかし、当時、昇給はあっても降給は無かったにもかかわらず、38 年 10 月から 39 年 9 月までの標準報酬月額がその前に比べて低下しているなど、国の記録に不自然さがある。また、その他の期間についても、国の記録より標準報酬月額はもっと高かったはずである。

第三者委員会で調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の記録に納得がいかないと申し立てているが、申立人、事業主及び複数の同僚は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等関連資料は「無い。」としている上、申立人を記憶している同僚も確認できないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、申立人は、事業所においてC部署に配属されていたとし、当該部署の先輩二人の姓を記憶しているところ、当該姓に該当する同僚に照会したが、回答は得られなかった。（なお、同じ姓の同僚は複数確認できるため、申立人の記憶する先輩かどうかは特定できない。）

さらに、申立人は、申立期間のうち、特に昭和 38 年 10 月から 39 年 9

月までの標準報酬月額がその前に比べて低下しているのは不自然だと主張しているため、事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立人と同時期に資格を取得している同僚 14 人の標準報酬月額を確認したところ、申立人と同様に 37 年 10 月に定時決定された標準報酬月額より当該期間における標準報酬月額が低下している同僚が一人確認できるほか、申立期間について申立人を含め、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡は認められない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 12 月 24 日から 42 年 7 月 1 日まで
② 昭和 43 年 1 月 31 日から 44 年 1 月 11 日まで
申立期間について、A株式会社にてB職として勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、同僚の供述及び申立人が記憶している事業所、事業所所在地及び勤務実態に係る申立内容から、期間の特定はできないものの、申立人が両申立期間の内の一時期においてA株式会社にて勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A株式会社は平成 12 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は、「事業所は解散し、関係資料も保管されていないため、申立内容の全てに関して不明である。」と供述していることから、申立人の両申立期間の勤務の実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、両申立期間当時に被保険者記録がある6人の同僚に照会し、回答のあった4人全員が申立人の両申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について「不明。」と回答している。

さらに、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿では、両申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考え難い。

加えて、申立人が、両申立期間当時の同僚として氏名を挙げた7人中、4人については事業所別被保険者名簿において氏名を確認できない。

このほか、申立人が両申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月 29 日から同年 3 月 1 日まで
厚生労働省の記録によると、株式会社 A（現在は、B 株式会社）における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和 51 年 2 月 29 日となっているが、同社には同日まで勤務しており、申立期間が空白となっている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含めて株式会社 A に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の離職日は昭和 51 年 2 月 28 日であることが確認でき、これは申立人のオンライン記録における厚生年金保険の加入記録と合致している。

また、B 株式会社は、申立人の申立期間に係る人事記録等の資料を保管しておらず、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない上、同社から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、事業主は、申立人の被保険者資格喪失日を昭和 51 年 2 月 29 日と届け出たことが確認できる。

さらに、申立期間に株式会社 A において被保険者記録を有する同僚 10 人に照会したところ、5 人から回答があったものの、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の有無について具体的な供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで
年金事務所の通知では、A 事業所に勤務した期間のうち、B 工場から C 工場に移転したときの私の厚生年金保険の記録が無いが、この間も勤務しているので、調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の供述から、申立人が申立期間において A 事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、適用事業所名簿の記録によれば、A 事業所 B 工場は、昭和 43 年 1 月 1 日に適用事業所ではなくなっており、同事業所 C 工場が新たに適用事業所となったのは同年 2 月 1 日であることから、申立期間は両事業所とも厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同様に昭和 43 年 1 月 1 日に A 事業所 B 工場で被保険者資格を喪失し、同年 2 月 1 日に同事業所 C 工場で被保険者資格を取得したことが確認できる同僚から提出された給与明細書により、申立期間の厚生年金保険料は同年 1 月分給与から控除されたものの、同年 2 月分給与において返金されていることが確認できる上、給与事務を担当していた本社の経理責任者は、「工場の全従業員について、同様の返金処理を行ったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月
株式会社Aで厚生年金保険に加入していた期間のうち、平成 15 年 4 月に賞与を支給されたと思うが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 15 年 4 月に賞与を支給されたと思うとしているが、申立人が申立期間当時、給与及び賞与が振り込まれていたとするB金庫から提出された申立人に係る預金取引明細表によると、同年 4 月には株式会社Cからの賞与の入金記録は無いが、同年 3 月 31 日に、同社からの賞与の入金が確認できる。

また、株式会社Aでは、申立期間当時、申立人は、同社の関連会社の株式会社Cに出向中であり、当該事業所に勤務する社員の賞与は3月支給であることから、平成 15 年 4 月に賞与は支給されなかったと思われるとしている。

なお、標準賞与額を算定の上、年金給付額に反映させる総報酬制が導入されたのは平成 15 年 4 月からであり、同年 4 月以後に支給された賞与は年金額計算の基礎となるが、同年 3 月以前に支給された賞与は年金額計算の基礎にならない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の資料は無く、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月
株式会社Aで厚生年金保険に加入していた期間のうち、平成 15 年 4 月に賞与を支給されたと思うが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 15 年 4 月に賞与を支給されたと思うとしているが、申立人が申立期間当時、給与及び賞与が振り込まれていたとする株式会社B銀行C支店から提出された申立人に係る取引明細表によると、同年4月には株式会社Dからの賞与の入金記録は無いが、同年3月31日に、同社からの入金を確認できる。

また、株式会社Aでは、申立期間当時、申立人は、同社の関連会社の株式会社Dに出向中であり、当該事業所に勤務する社員の賞与は3月支給であることから、平成 15 年 4 月に賞与は支給されなかったと思われるとしている。

なお、標準賞与額を算定の上、年金給付額に反映させる総報酬制が導入されたのは平成 15 年 4 月からであり、同年 4 月以後に支給された賞与は年金額計算の基礎となるが、同年 3 月以前に支給された賞与は年金額計算の基礎にならない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の資料は無く、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月

株式会社Aで厚生年金保険に加入していた期間のうち、平成 15 年 4 月に賞与を支給されたと思うが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 15 年 4 月に賞与を支給されたと思うとしているが、株式会社Aでは、申立期間当時、申立人は、同社の関連会社の株式会社Bに出向中であり、当該事業所に勤務する社員の賞与は3月支給であることから、同年4月に賞与は支給されなかったと思われるとしている。

また、申立人が同じ店舗で一緒に仕事をしていたとしている同僚の賞与が、平成 15 年 3 月 31 日に、株式会社Bから支給されていることが、当該同僚の預金取引明細表において確認できることから、申立人についても、同年3月に賞与が支給され、同年4月は支給されなかったと考えられる。

なお、標準賞与額を算定の上、年金給付に反映させる総報酬制が導入されたのは平成 15 年 4 月からであり、同年4月以後に支給された賞与は年金額計算の基礎となるが、同年3月以前に支給された賞与は年金額計算の基礎にならない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の資料は無く、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月1日から39年4月1日まで
昭和37年4月1日から39年3月31日まで、A株式会社及びその関連会社のB株式会社に勤務したが、この間の厚生年金保険被保険者記録が無い。この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社及びその関連会社のB株式会社において昭和37年4月1日から39年3月31日までC職として勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたと主張しているところ、申立人が一緒に勤務していたと記憶する同僚及び当該同僚と同時期にA株式会社又はB株式会社において被保険者資格を取得している者のうち、連絡先の判明した11人に問い合わせ、9人から回答を得たが、うち5人が申立人を知っていると供述しているものの、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について具体的な供述を得ることができなかった。

また、A株式会社及びB株式会社は既に解散し、当時の事業主も既に亡くなっていることから、申立期間当時の両社間の関係及び両社と申立人の雇用関係等について確認することができない。

さらに、上述の同僚のうち一人は、「入社（昭和38年2月）当初、A株式会社から厚生年金保険に加入していない旨の説明があったが、B株式会社出向後の昭和39年6月に加入する旨の説明があり、翌月から加入したと思う。」と供述しているところ、上述の申立人を知っていると供述した同僚5人の被保険者資格取得日は、B株式会社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間後の昭和39年7月1日であることが確認できる。

加えて、A株式会社及びB株式会社に係る事業所別保険被保険者名簿に

申立人の記録は見当たらず、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。